

10.2 学生の受け入れ

【評価項目5-0-1】 入学者受け入れ方針等（門戸開放）

（必須要素）他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【評価項目5-0-2】 学生募集方法、入学者選抜方法

（必須要素）大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【評価項目5-0-3】 入学者選抜の仕組み（学内推薦制度）

（必須要素）成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

【評価項目5-0-4】 入学者選抜方法の検証

（必須要素）各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

（選択要素）入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

【評価項目5-0-6】 「飛び入学」

（必須要素）「飛び入学」制度の運用の適切性

【評価項目5-0-8】 社会人学生の受け入れ

【評価項目5-0-9】 科目等履修生、聴講生等

（選択要素）科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【評価項目5-0-10】 外国人留学生の受け入れ

（選択要素）外国人留学生の受け入れ状況

（選択要素）留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

【評価項目5-0-11】 定員管理

（必須要素）収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

<開設時に設定した目標>

1. 公平性、開放性、多様性の確保
2. 厳密性の確保
3. 入学者の適性を的確かつ客観的に評価する制度の確立
4. 定員確保ができる体制の確立

（現状の説明）

2004年4月に開設した本研究科においては、2003年度に初めての入試を行った。

本研究科は、高度の専門性を要する職業等に必要なる能力を養う専門職大学院として、法曹養成のための教育を行うことを目的としており、その目的を達成するため、「本学の建学の精神“Mastery for Service”を体現し、社会に貢献する法曹を養成する」という理念に共鳴し、法曹になろうという強い意志と意欲、および法曹になるための素養を持った者を選抜するための入試を実施している。

選抜方法については、「一般入試（法学既修者）2年修了」、「一般入試（法学未修者）3年修了」、「特別入試」の3つの入試形態をとっている。「一般入試（法学既修者）2年修了」は、法学の基礎的な学識を有する者で2年修了を希望する者を対象としたもので、「一般入試（法学未修者）3年修了」は、法学の基礎的な学識を有しない者で3年修了を希望する者を対象としたもの、「特別入試」は、幅広い分野において顕著な活動を行った者、外国語能力にすぐれた者、専門的な能力や資格を有する者などで、将来法曹になった時にその特

長を十分にいかし、社会的に寄与する活動が期待できる者を対象としており、3年修了のみである。

いずれの入試形態も第1次選考として、書類審査（一般入試：学部成績、適性試験成績。特別入試：特性評価、適性試験成績）を課し、第2次選考は筆記試験（特別入試は筆記試験と面接）を課している。

「一般入試（法学既修者）2年修了」では、法科大学院の基礎的な法律科目の履修を省略できる程度の基礎的な学識を備えているかどうかを判定するため、第2次選考において憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の6科目の試験を課している。また、「一般入試（法学未修者）3年修了」は、法律の知識を問うことはできないため、法律科目試験は行わず論文2題を課している。出題も法律の知識を問うものではない。「特別入試」は論文1題と面接であり、とくに英語能力にすぐれた者に法律家となる機会を開くため、英語による論文問題を選択できるようにしている。

入学試験実施にあたり留意したことは、多様性、公平性、開放性の確保である。実施に当たっては、本学法学部のみならず本学出身者を優遇することなく、受験者は全て同一条件下での入試とした。その方法は、第1次選考の書類審査においては、特別入試を除き、志望理由書・経歴書の提出は不要とし、適性試験の成績と学部成績のみでの審査とした。また第2次審査においても筆記試験のみで判定している。このように、合格者の選抜に当たって恣意的なものが入る余地はまったくない。

参考として、入学者に占める本学出身者と本学以外出身者の比率（最終学歴による）、法学系学部出身者と非法学系学部出身者の比率（学部）、加えて、既卒者と新卒者の比率をあげておく。

なお、社会人の定義については統一的なものがないため、本学では既卒者を社会人としている。

	2004年度入学者				2005年度入学者			
	既修者	未修者	特別	計	既修者	未修者	特別	計
募集定員	75名	35名	15名	125名	75名	35名	15名	125名
入学者数	70名	51名	18名	139名	62名	52名	13名	127名
本学出身者	27.1%	23.5%	11.1%	23.7%	21.0%	19.2%	23.1%	20.5%
本学以外出身者	72.9%	76.6%	88.9%	76.3%	79.9%	80.8%	76.9%	79.5%
法学系学部出身者	78.6%	52.9%	33.3%	63.3%	75.8%	48.1%	15.4%	58.3%
非法学系学部出身者	11.4%	47.1%	66.7%	36.7%	24.2%	51.9%	84.6%	41.7%
既卒者	81.4%	72.5%	88.9%	79.1%	80.6%	59.6%	92.3%	73.2%
新卒者	18.6%	27.5%	11.1%	20.9%	19.4%	38.5%	7.7%	26.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.8%

また、成績優秀者に対する学内推薦制度など、本学出身者が優遇される入試制度や枠は設けていない。これも入試の公平性を保つためである。

開放性については、入試要項を作成、頒布し、ならびにホームページでの広報、説明会の実施などにより、広く広報活動を行い周知した。出願人数、合格者人数などについても、

速やかにホームページで公開している。

本研究科入試は、全ての入試形態について、出身学部に関係なく受験することができ、広く門戸を開放している。加えて、全ての入試形態に出願することができ、受験機会を増やすことに繋がっている。

多様性については、特別入試を実施し対応している。これは、上記に記載したとおり、幅広い分野において顕著な活動を行った者、外国語能力にすぐれた者、専門的な能力や資格を有する者などで、将来法曹になった時にその特長を十分にいかし、社会的に寄与する活動が期待できる者を対象にした入試であり、1学年の定員125名の内、15名（12%）の募集を行っている。

これにより、法学部・法学科以外の学部・学科の出身者や社会人等の入学者に占める割合は、2004年度入試、2005年度入試とも、「法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上」という専門職大学院設置基準を上回っている。（上記の表 参照）

入試問題の検討については、1科目につき複数名による出題を行い、入試実行小委員会で事前に最終確認を行っている。

入学者選抜方法の検証については、入試の制度的な検討を行う入試検討委員会、実行の責任を担う入試実行小委員会を設置し、それぞれ検証している、研究科長室委員会、教授会で最終検討していることは言うまでもない。

「一般入試（法学未修者）3年修了」「特別入試」につき飛び級制度を実施しており、2004年度入試においては4名の出願者（入学者はなかった）、2005年度入試は1名の出願者（入学者1名）があった。

定員確保については、入試実行小委員会において合否判定原案を作成し、研究科長室委員会、教授会で慎重に審議し、定員確保に努めており、開設より2年間定員を確保している。（上記の表 参照）

入学者の在籍率については、2005年8月31日現在、259名であり、1学年定員125名の定員を確保している。過去2年間の入学者数266名との差は退学者である。

（点検・評価の結果）

1. 公平性、開放性、多様性の確保

すべて確保できており、これらについての外部からの指摘もない。現在においては、満足できる状態である。

2. 厳密性の確保

確保につとめており問題はない。

3. 入学者の適性を的確かつ客観的に評価する制度の確立

まだ入学者を2年しか受け入れていないため、その検証には数年かかると思われるが、本研究科の入試の方法については妥当と考えている。

4. 定員確保ができる体制の確立

募集定員125名のところ、2004年度は139名、2005年度は127名の入学者を迎えることが出来たことは、評価できることである。

なお、入学者合計が2年間で266名となるが、現在の在籍者数259名との差7名はすべて退学者であり、2004年度入学生の退学者が6名（既修者2名、未修者4名）、2005年度入学生の退学者が1名（既修者）である。

（改善の具体的方策）

開設から2年、入学者の成績と入学後の成績の相関関係のデータもまだ十分でなく、2006年に実施される新司法試験の結果もこれからである。従って、本研究科で実施している入試が本当に適正かどうかの検証は今後の課題である。学部成績を入試で考慮することが適正であるのか、適性試験の配点は現状のままでよいのか、入試段階で法学既修者と法学未修者を選別する現在の方法がはたして良い方法なのかどうか、全体の入試科目は妥当か、またその配点はどうか、面接試験を全員に課すべきか、など、検証することは多い。

しかしながら、まだ緒についたばかりの法科大学院の入試は、法曹養成制度に直結する、また、本研究科の運営に直結する重要な問題であるので、十分な検討と慎重かつ迅速な、たゆまない入試改革を進める必要がある。